

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果について

令和6年12月26日
こども家庭庁
支援局虐待防止対策課

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について、令和6年4月10日（木）から同年5月9日（木）まで御意見を募集したところ、計33件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみを示しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	「内閣府令で定める場合」として、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき観察処分を受けている団体の施設に継続的に出入りしていることが認められる場合や、団体の教化を受けていることが認められる場合、団体の活動に参加していることが認められる場合、又はそれらのおそれがある場合を追加してはいかがか。	「内閣府令で定める場合」は、児童福祉法第33条第1項及び第2項に規定される一時保護の目的に照らし、一時保護が想定される客観的・具体的な事象を列挙したものであるため、本内閣府令案のとおりとしております。

2	<p>一時保護を行うことができる場合として規定されている「おそれがある」や「一時保護を行わなければ児童の生命または心身に重大な危害が生じるおそれがある場合」の文言は削除すべきである。</p>	<p>本内閣府令のうち「おそれがある」とするものは、児童の安全や健全な発達に影響が生じてからではなく、そのような事態が生じることを未然に防ぎ、早期対応を行う観点から規定しております。</p>
3	<p>「児童相談所長は、必要があると認めるときは」一時保護を行うことができるとされているが、この文言は削除すべきである。</p>	<p>「必要があると認めるとき」は、児童福祉法第33条第1項及び第2項に規定されており、本内閣府令はこれを確認的に規定したものです。</p>
4	<p>一時保護を行う前に、その他の手段がないか検討することに関する規定を入れるべきである。</p>	<p>本内閣府令は、児童福祉法第33条第1項の委任を受け、一時保護を行うことができる場合を列挙したものであり、一時保護を行うための手続的要件について定めるものではありません。 他方で、一時保護以外の手段が考えられることは、「必要があると認めるとき」（児童福祉法第33条第1項及び第2項）の判断において、適切に勘案されることが想定されます。</p>
5	<p>示された改正案では、病院から揺さぶられ症候群疑いで通報された全ての家庭は一時保護されてしまう可能性がある。長期にわたる一時保護によるこどもの愛着形成への問題含め、身に覚えがない虐待疑いで一時保護にあった親子が受けるデメリットを考慮し、以下の内容を追加すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から通報があった場合、一時保護前に必ずセカンドオピニオンを受けること 	<p>本内閣府令は、児童福祉法第33条第1項の委任を受け、一時保護を行うことができる場合を列挙したものであり、一時保護を行うための手続的要件について定めるものではありません。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・通報の根拠となった怪我などが、考え得るあらゆる可能性を排除して虐待でしか起こりえないものなのか調査すること ・結果が出るまでの間はセカンドオピニオンを受ける医療機関に検査入院とするか、児童相談所の施設にて一時的な預かりをすること ・その期間の面会は不当に制限してはならず、第三者立会いの元、安全を確保した上で行うこと ・セカンドオピニオンの結果、複数の医師が虐待の疑いが強いと診断した場合に一時保護を行うこと ・一時保護の際にはその根拠となる医学的診断を保護者に明示すること 	
6	<p>次の場合には必ず保護すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合 ・ 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合 ・ 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったこと、児 	<p>本内閣府令は、児童福祉法第 33 条第 1 項の委任を受け、一時保護を行うことができる場合を列挙したものであり、本内閣府令に該当するとしても、「必要があると認めるとき」（同法第 33 条第 1 項及び第 2 項）を満たすかどうかは、児童の福祉に関する専門的な判断の重要性から、児童相談所長等が判断するものとなります。</p>

	<p>童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合</p> <p>ロ 児童の住居が不明である場合又は不明となるおそれがある場合</p>	
7	<p>保護者の離婚等の際し、片方の保護者が児童を連れ出してこどもの安否確認が取れない場合等についても、内閣府令で定める場合に追加すべきである。</p>	<p>本内閣府令は、児童福祉法第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定される一時保護の目的に照らし、一時保護が想定される客観的・具体的な事象を列挙したものであるため、本内閣府令案のとおりとしております。</p>
8	<p>一時保護はこどもが自ら望んだ場合にのみにすべきである。また、アセスメントのための一時保護については、保護者や児童から求めがあった場合に限るべきである。</p> <p>一時保護に当たり、保護者及び児童に対する意見聴取の規定を入れるべきである。</p>	<p>児童や保護者からの求めがなくとも、児童の最善の利益のために、一時保護（アセスメントを行うことを目的とするものを含む。）を躊躇なく行うべき場面があると認識しております。</p> <p>一時保護に当たっては、児童福祉法第 33 条の 3 の 3 の規定により児童の意見聴取等措置をとるほか、同法第 33 条第 3 項の規定により一時保護状の請求を行う場合は、運用において児童及び親権者等の意見等を可能な限り裁判官に提供することを想定しております。</p>